

久喜市開発行為等指導要綱細則

一部を改正する告示	現行細則（旧）
<p>(目的)</p> <p>第1条 この告示は、久喜市開発行為等指導要綱(平成22年久喜市告示第218号 _____)の施行に当たり、開発行為等の手続に関し必要な事項を定めることにより、円滑な制度の運用を図ることを目的とする。</p> <p>(道路の配置及び構造等)</p> <p>第3条 道路の配置及び構造等は、次に掲げる事項を遵守するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 道路の構造等は、道路構造令(昭和45年政令第320号)及びアスファルト舗装要綱(社団法人日本道路協会発行)に、_____標準的 道路組成は、別表第1によること。</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>(公園及び緑地の設置)</p> <p>第4条 公園及び緑地の設置は、次に掲げる事項を遵守するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>開発区域内には、開発区域の面積(以下「開発面積」という。)に 応じ、市長と協議の上、公園、広場、緑地、子どもの遊び場等(以下 「公園等」という。)の用地を確保するものとし、公園等の規模は、</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この告示は、久喜市開発行為等指導要綱(平成22年久喜市告示第218号。<u>以下「要綱」という。</u>)の施行に当たり、開発行為等の手続に関し必要な事項を定めることにより、円滑な制度の運用を図ることを目的とする。</p> <p>(道路の配置及び構造等)</p> <p>第3条 道路の配置及び構造等は、次に掲げる事項を遵守するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 道路の構造等は、道路構造令(昭和45年政令第320号)及びアスファルト舗装要綱(社団法人日本道路協会発行)<u>による。なお、標準的</u> 道路組成は、別表第1によること。</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>(公園及び緑地の設置)</p> <p>第4条 公園及び緑地の設置は、次に掲げる事項を遵守するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>開発区域内には、開発面積に応じ、市長と協議のうえ、公園、広 場、緑地、子供の遊び場等(以下「公園等」という。)の用地を確保 すること。なお、当該公園等の規模は、次の表のとおりとする。</u></p>

次の表のとおりとすること。

公園等の規模の基準表

開発面積	公園等の規模
0.3ha以上1.0ha未満	1 開発面積の3%以上 ただし、最低100m <sup>2</sup> 以上
1.0ha以上5.0ha未満	1 公園等の合計面積が、開発面積の3%以上 2 面積300m <sup>2</sup> 以上を1箇所以上
5.0ha以上20.0ha未満	1 公園等の合計面積が、開発面積の3%以上 2 1箇所の面積300m <sup>2</sup> 以上のもの 3 面積1,000m <sup>2</sup> 以上を1箇所以上
20.0ha以上	1 公園等の合計面積が、開発面積の3%以上 2 1箇所の面積300m <sup>2</sup> 以上のもの 3 面積1,000m <sup>2</sup> 以上を2箇所以上

(4)・(5) 略

(6) 緑地については、次に掲げるとおりとする。

ア 開発面積 がふるさと埼玉の緑を守り育てる条例(昭和54年埼玉県条例第10号)に該当する場合は、埼玉県と協議を行うこと。

イ 開発面積 がア以外の場合は、開発面積の5パーセント以上の緑地を設置するものとし、別表第2により算出することとする。

ウ 戸建て分譲住宅のときは、各戸において宅地内緑化に努めること。

公園等の規模の基準表

開発区域の面積	公園等の規模
0.3ha以上1.0ha未満	1 開発面積の3%以上 ただし、最低100m <sup>2</sup> 以上
1.0ha以上5.0ha未満	1 公園等の合計面積が、開発面積の3%以上 2 面積300m <sup>2</sup> 以上を1箇所以上
5.0ha以上20.0ha未満	1 公園等の合計面積が、開発面積の3%以上 2 1箇所の面積300m <sup>2</sup> 以上のもの 3 面積1,000m <sup>2</sup> 以上を1箇所以上
20.0ha以上	1 公園等の合計面積が、開発面積の3%以上 2 1箇所の面積300m <sup>2</sup> 以上のもの 3 面積1,000m <sup>2</sup> 以上を2箇所以上

(4)・(5) 略

(6) 緑地については、次に掲げるとおりとする。

ア 開発区域の面積 がふるさと埼玉の緑を守り育てる条例(昭和54年埼玉県条例第10号)に該当する場合は、埼玉県と協議を行うこと。

イ 開発区域の面積 がア以外の場合は、開発面積の5パーセント以上の緑地を設置するものとし、別表第2により算出することとする。

ウ 戸建て分譲住宅のときは、各戸において宅地内緑化に努めること。

(7) 略

(環境基準等)

第5条 環境基準等は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1)・(2) 略

(3) 事業所等の開発行為等に伴う排水による悪臭は、悪臭防止法(昭和46年法律第91号)及び埼玉県生活環境保全条例(平成13年埼玉県条例第57号)に従うこと。

(4) 略

(5) 次のいずれかの条件を満たす駐車場においては、埼玉県生活環境保全条例(平成13年条例第57号)第41条に基づき、アイドリング・ストップを周知する看板を設置すること。

ア 収容能力が20台以上(二輪自動車、原動機付自転車は除く。)のもの

イ 駐車の用に供する部分の面積が500m<sup>2</sup>以上(二輪自動車、原動機付自転車を含む。)のものとし、これに 該当しない場合であっても、可能な限り看板の設置又は表示をするよう努めるものとする。

(6)～(8) 略

(7) 略

(環境基準等)

第5条 環境基準等は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1)・(2) 略

(3) 事業所等の開発に伴う排水による悪臭は、悪臭防止法(昭和46年法律第91号)及び埼玉県生活環境保全条例(平成13年埼玉県条例第57号)に従うこと。

(4) 略

(5) 次のいずれかの条件を満たす駐車場においては、埼玉県生活環境保全条例(平成13年条例第57号)第41条に基づき、アイドリング・ストップを周知する看板を設置すること。

ア 収容能力が20台以上(二輪自動車、原動機付自転車は除く。)のもの

イ 駐車の用に供する部分の面積が500m<sup>2</sup>以上(二輪自動車、原動機付自転車を含む。)のもの。なお、上記の条件に 該当しない場合であっても、可能な限り看板の設置又は表示をするよう努めるものとする。

(6)～(8) 略

(ごみ集積所等の設置)

第6条 次の各号に掲げるごみ集積所等の設置は、当該各号に定めるところによる。

(1) ごみ集積所

ア 住宅を建築する場合

(ア) 計画戸数が4戸以上の場合は、原則としてごみ集積所を設置すること。

(イ) ごみ集積所の面積は、計画戸数×0.2平方メートル以上とすること。ただし、ワンルーム住戸の場合には、計画戸数×0.15平方メートル以上とする。

(ウ) 前号に掲げる集積所の最低面積は、2平方メートルとすること。

(エ) 集積所の位置は収集作業に支障のない道路際とするものとし、交差点から5メートル以上離れた位置としなければならない。

(オ) 集積所が面する道路は、原則として、幅員が4メートル以上で通り抜けられるものとする。

(カ) ごみ集積所の構造等は、原則として壁はブロック積み、床はコンクリート打ちとし、道路側に傾斜をつけること。また、鳥獣被害防止のため、ネットを取り付ける等環境衛生の確保に十分留意すること。

イ 住宅以外の建築物を建築する場合

(ア) 排出される廃棄物は、開発者の責任において処理するものとする。なお、処理先は、事前に関係機関と協議を行うこと。

(イ) 排出される廃棄物について、自己処理できない場合で、関係機関に処理を依頼するときは、事前に関係機関と協議を行うこと。

(2) 浄化槽汚泥について

(通学路に関する協議)

**第6条** 開発行為等の施行に伴い、通学路の遮断、迂回を行う予定がある場合は、教育委員会と協議し、必要な措置を講じること。

(雨水流出抑制施設)

**第7条** 雨水流出抑制施設は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 略
- (2) 調整池は、良好な維持管理を図るため、転落防止柵を設け、  
\_\_\_\_\_地域の住民に調整池の役割を理解してもらうため、調整池周辺に看板等を設置すること。
- (3) 略
- (4) 調整池等の機能、構造等その他詳細は、担当課 及びまちづくり推進部都市計画課と協議を行うこと。

(その他)

**第8条** この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別表第3(**第7条**関係)

雨水流出抑制施設の設計基準

ア 浄化槽汚泥を開発者自ら処理する場合は、事前に関係機関に処理先を連絡すること。

イ 浄化槽汚泥の処理を関係機関に依頼する場合は、事前に関係機関と協議を行うこと。

(3) 開発者が建築物を第三者に売却する場合は、ごみ及び資源等の適正処理について、購入者に対し十分な説明を行うこと。

(通学路に関する協議)

**第7条** 開発行為等の施行に伴い、通学路の遮断、迂回を行う予定がある場合は、教育委員会と協議し、必要な措置を講じること。

(雨水流出抑制施設)

**第8条** 雨水流出抑制施設は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 略
- (2) 調整池は、良好な維持管理を図るため、転落防止柵を設けなければならぬ。なお、地域の住民に調整池の役割を理解してもらうため、調整池周辺に看板等を設置すること。
- (3) 略
- (4) 調整池等の機能、構造等その他詳細は、管理担当課及び建設部都市計画課と協議を行うこと。

(その他)

**第9条** この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別表第3(**第8条**関係)

雨水流出抑制施設の設計基準

雨水排水流出抑制施設は、中川・綾瀬川流域整備計画に基づき、開発面積に応じて次に掲げる対策基準を満たす施設を設置しなければならない。

開発面積	対策基準
0.05ha以上1ha未満	500t/ha
1ha以上	700t/ha+湛水量

※ただし、開発面積1ヘクタール未満の場合は、「2. 雨水排水流出抑制量の算定」により算出することができる。

#### 1. 雨水排水流出抑制施設

(1) 雨水排水流出抑制施設は、浸透施設と貯留施設とする。

① 浸透施設は、浸透柵、浸透管などを設置し、雨水を地下に浸透させることにより、流出抑制を行う施設である。

なお、浸透施設は地質や地下水位などの現場条件により、浸透能力が左右されるため、現場条件を考慮した施設とすること。

② 貯留施設は、雨水を調整池などに一時貯留させ、流出時間を遅れさせることにより、流出抑制を行う施設である。

(ア) 浸透側溝及び浸透トレンチ

標準浸透側溝構造図

標準浸透トレンチ構造図

雨水排水流出抑制施設は、中川・綾瀬川流域整備計画に基づき、開発面積に応じて次に掲げる対策基準を満たす施設を設置しなければならない。

開発面積	対策基準
0.05ha以上1ha未満	500t/ha
1ha以上	700t/ha+湛水量

※ただし、開発面積1ヘクタール未満の場合は、「2. 雨水排水流出抑制量の算定」により算出することができる。

#### 1. 雨水排水流出抑制施設

(1) 雨水排水流出抑制施設は、浸透施設と貯留施設とする。

① 浸透施設は、浸透柵、浸透管などを設置し、雨水を地下に浸透させることにより、流出抑制を行う施設である。

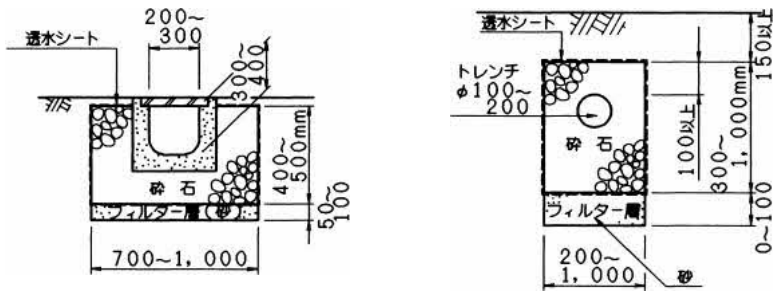
なお、浸透施設は地質や地下水位などの現場条件により、浸透能力が左右されるため、現場条件を考慮した施設とすること。

② 貯留施設は、雨水を調整池などに一時貯留させ、流出時間を遅れさせることにより、流出抑制を行う施設である。

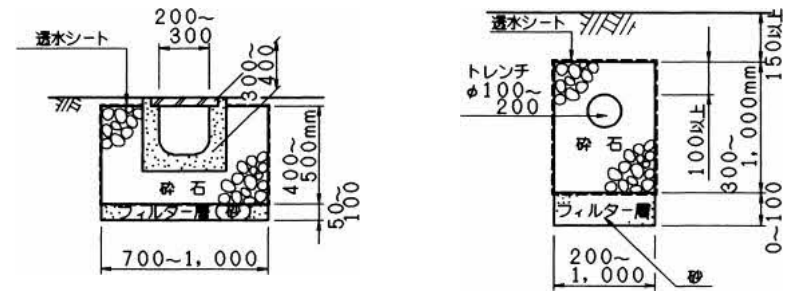
(ア) 浸透側溝及び浸透トレンチ

標準浸透側溝構造図

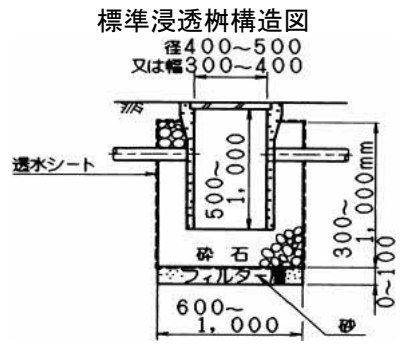
標準浸透トレンチ構造図



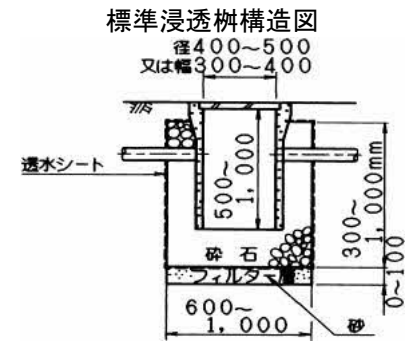
(イ) 浸透枵(正方形、円筒)



(イ) 浸透枵(正方形、円筒)



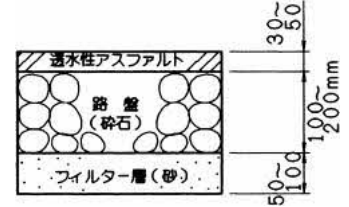
(ウ) 透水性舗装



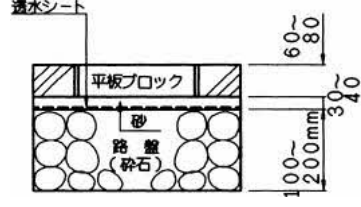
(ウ) 透水性舗装

標準透水性舗装断面図

(透水性アスファルトの場合)



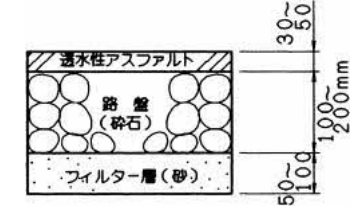
(平板ブロックの場合)



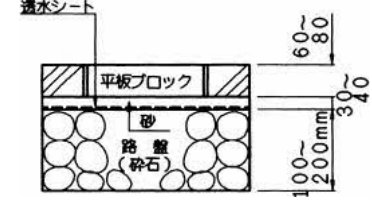
2. 雨水排水流出抑制量の算定

標準透水性舗装断面図

(透水性アスファルトの場合)



(平板ブロックの場合)



2. 雨水排水流出抑制量の算定

(1) 処理すべき雨水量は、次の式により算定すること。

$$Q=C \times I \times A \times T$$

Q : 処理すべき雨水量 (m<sup>3</sup>)

C : 流出係数

開発区域内の土地利用形態	流出係数
屋根	0.9
アスファルト舗装	0.8
透水性舗装	0.5
間地	0.3
緑地	0.2

I : 時間雨量 0.05 (m/hr)

A : 開発区域の土地利用形態別の各面積 (m<sup>2</sup>)

T : 時間 1 (hr)

(2) 浸透施設の選定

開発区域に設置する浸透施設については、次の表に掲げる各浸透施設の単位設計浸透量より施設の組み合わせ、規模(設計水頭、施設幅等)及び数量(長さ、個数及び面積)を選定すること。

単位設計浸透量(浸透側溝及びトレンチ)

(単位 : m<sup>3</sup>/hr/m)

設計水頭 H(m)	飽和透水係数 $2.0 \times 10^{-3}$ (cm/sec)							
	施設幅W(m)							
	0.2	0.4	0.6	0.8	1.0	1.2	1.4	1.6

(1) 処理すべき雨水量は、次の式により算定すること。

$$Q=C \times I \times A \times T$$

Q : 処理すべき雨水量 (m<sup>3</sup>)

C : 流出係数

開発区域内の土地利用形態	流出係数
屋根	0.9
アスファルト舗装	0.8
透水性舗装	0.5
間地	0.3
緑地	0.2

I : 時間雨量 0.05 (m/hr)

A : 開発区域の土地利用形態別の各面積 (m<sup>2</sup>)

T : 時間 1 (hr)

(2) 浸透施設の選定

開発区域に設置する浸透施設については、次の表に掲げる各浸透施設の単位設計浸透量より施設の組み合わせ、規模(設計水頭、施設幅等)及び数量(長さ、個数及び面積)を選定すること。

単位設計浸透量(浸透側溝及びトレンチ)

(単位 : m<sup>3</sup>/hr/m)

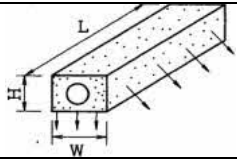
設計水頭 H(m)	飽和透水係数 $2.0 \times 10^{-3}$ (cm/sec)							
	施設幅W(m)							
	0.2	0.4	0.6	0.8	1.0	1.2	1.4	1.6



0.3	0.12	0.14	0.16	0.17	0.19	0.21	0.23	0.24
0.4	0.14	0.16	0.18	0.19	0.21	0.23	0.25	0.26
0.5	0.16	0.18	0.20	0.21	0.23	0.25	0.27	0.28
0.6	0.18	0.20	0.22	0.23	0.25	0.27	0.29	0.30
0.7	0.20	0.22	0.24	0.25	0.27	0.29	0.31	0.32
0.8	0.22	0.24	0.26	0.27	0.29	0.31	0.33	0.34
0.9	0.24	0.26	0.28	0.29	0.31	0.33	0.35	0.36
1.0	0.26	0.28	0.30	0.31	0.33	0.35	0.37	0.38
1.1	0.28	0.30	0.32	0.33	0.35	0.37	0.39	0.40
1.2	0.30	0.32	0.34	0.35	0.37	0.39	0.41	0.42
1.3	0.32	0.34	0.36	0.37	0.39	0.41	0.43	0.44
1.4	0.34	0.36	0.38	0.39	0.41	0.43	0.45	0.46
1.5	0.36	0.38	0.40	0.41	0.43	0.45	0.47	0.48

備考

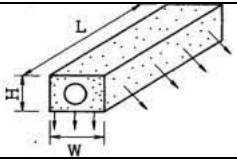
1 浸透側溝及びトレンチの設計水頭H及び施設幅Wとは、次の表に掲げる部分をいう。

施設	浸透側溝及び浸透トレンチ	
浸透面	側面及び底面	
模式図		
算定式の適用範囲の目	設計水頭	約1.5m
	施設規模	幅約1.5m

0.3	0.12	0.14	0.16	0.17	0.19	0.21	0.23	0.24
0.4	0.14	0.16	0.18	0.19	0.21	0.23	0.25	0.26
0.5	0.16	0.18	0.20	0.21	0.23	0.25	0.27	0.28
0.6	0.18	0.20	0.22	0.23	0.25	0.27	0.29	0.30
0.7	0.20	0.22	0.24	0.25	0.27	0.29	0.31	0.32
0.8	0.22	0.24	0.26	0.27	0.29	0.31	0.33	0.34
0.9	0.24	0.26	0.28	0.29	0.31	0.33	0.35	0.36
1.0	0.26	0.28	0.30	0.31	0.33	0.35	0.37	0.38
1.1	0.28	0.30	0.32	0.33	0.35	0.37	0.39	0.40
1.2	0.30	0.32	0.34	0.35	0.37	0.39	0.41	0.42
1.3	0.32	0.34	0.36	0.37	0.39	0.41	0.43	0.44
1.4	0.34	0.36	0.38	0.39	0.41	0.43	0.45	0.46
1.5	0.36	0.38	0.40	0.41	0.43	0.45	0.47	0.48

備考

1 浸透側溝及びトレンチの設計水頭H及び施設幅Wとは、次の表に掲げる部分をいう。

施設	浸透側溝及び浸透トレンチ	
浸透面	側面及び底面	
模式図		
算定式の適用範囲の目	設計水頭	約1.5m
	施設規模	幅約1.5m

安

## 単位設計浸透量(正方形柵)

(単位 : m<sup>3</sup>/hr/個)

設計水頭 H(m)	飽和透水係数 $2.0 \times 10^{-3}$ (cm/sec)									
	施設幅W(m)									
	0.2	0.4	0.6	0.8	1.0	1.2	1.4	1.6	1.8	2.0
0.3	0.07	0.14	0.21	0.27	0.34	0.45	0.55	0.65	0.75	0.87
0.4	0.09	0.17	0.25	0.32	0.40	0.52	0.62	0.73	0.85	0.97
0.5	0.11	0.20	0.29	0.38	0.47	0.58	0.70	0.81	0.94	1.07
0.6	0.14	0.23	0.33	0.43	0.53	0.65	0.77	0.90	1.03	1.17
0.7	0.16	0.27	0.38	0.49	0.59	0.71	0.84	0.98	1.12	1.27
0.8	0.18	0.30	0.42	0.54	0.66	0.78	0.92	1.06	1.21	1.37
0.9	0.21	0.34	0.47	0.60	0.73	0.84	0.99	1.15	1.31	1.47
1.0	0.24	0.38	0.52	0.66	0.80	0.91	1.07	1.23	1.40	1.57
1.1	0.27	0.42	0.57	0.72	0.87	0.94	1.14	1.31	1.49	1.67
1.2	0.30	0.46	0.62	0.78	0.94	1.04	1.22	1.40	1.58	1.77
1.3	0.33	0.50	0.67	0.85	1.02	1.10	1.29	1.48	1.67	1.87
1.4	0.36	0.55	0.73	0.91	1.09	1.17	1.36	1.56	1.77	1.97
1.5	0.40	0.59	0.78	0.98	1.17	1.23	1.44	1.65	1.86	2.07

備考

1 浸透柵(正方形)の設計水頭H及び施設幅Wとは、次の表に掲げる部分をいう。

安

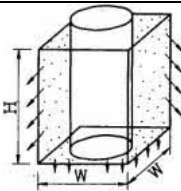
## 単位設計浸透量(正方形柵)

(単位 : m<sup>3</sup>/hr/個)

設計水頭 H(m)	飽和透水係数 $2.0 \times 10^{-3}$ (cm/sec)									
	施設幅W(m)									
	0.2	0.4	0.6	0.8	1.0	1.2	1.4	1.6	1.8	2.0
0.3	0.07	0.14	0.21	0.27	0.34	0.45	0.55	0.65	0.75	0.87
0.4	0.09	0.17	0.25	0.32	0.40	0.52	0.62	0.73	0.85	0.97
0.5	0.11	0.20	0.29	0.38	0.47	0.58	0.70	0.81	0.94	1.07
0.6	0.14	0.23	0.33	0.43	0.53	0.65	0.77	0.90	1.03	1.17
0.7	0.16	0.27	0.38	0.49	0.59	0.71	0.84	0.98	1.12	1.27
0.8	0.18	0.30	0.42	0.54	0.66	0.78	0.92	1.06	1.21	1.37
0.9	0.21	0.34	0.47	0.60	0.73	0.84	0.99	1.15	1.31	1.47
1.0	0.24	0.38	0.52	0.66	0.80	0.91	1.07	1.23	1.40	1.57
1.1	0.27	0.42	0.57	0.72	0.87	0.94	1.14	1.31	1.49	1.67
1.2	0.30	0.46	0.62	0.78	0.94	1.04	1.22	1.40	1.58	1.77
1.3	0.33	0.50	0.67	0.85	1.02	1.10	1.29	1.48	1.67	1.87
1.4	0.36	0.55	0.73	0.91	1.09	1.17	1.36	1.56	1.77	1.97
1.5	0.40	0.59	0.78	0.98	1.17	1.23	1.44	1.65	1.86	2.07

備考

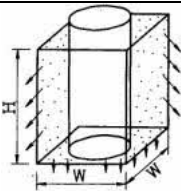
1 浸透柵(正方形)の設計水頭H及び施設幅Wとは、次の表に掲げる部分をいう。

施設	正方形枳		
浸透面	側面及び底面		
模式図			
算定式の適用範囲の目安	設計水頭	約1.5m	
	施設規模	幅 ≤ 1m	1m < 幅 ≤ 10m

単位設計浸透量(円筒枳)

(単位 : m<sup>3</sup>/hr/個)

設計水頭 H(m)	飽和透水係数 $2.0 \times 10^{-3}$ (cm/sec)									
	施設直径D(m)									
	0.2	0.4	0.6	0.8	1.0	1.2	1.4	1.6	1.8	2.0
0.3	0.07	0.13	0.19	0.24	0.30	0.36	0.44	0.52	0.61	0.70
0.4	0.09	0.16	0.22	0.29	0.35	0.43	0.51	0.60	0.70	0.80
0.5	0.11	0.18	0.26	0.33	0.41	0.50	0.59	0.69	0.79	0.90
0.6	0.13	0.21	0.30	0.38	0.46	0.56	0.66	0.77	0.88	1.00
0.7	0.16	0.25	0.34	0.43	0.52	0.63	0.74	0.85	0.97	1.09
0.8	0.18	0.28	0.38	0.48	0.58	0.70	0.81	0.94	1.06	1.19
0.9	0.21	0.31	0.42	0.53	0.64	0.76	0.89	1.02	1.15	1.29
1.0	0.23	0.35	0.47	0.59	0.71	0.83	0.97	1.10	1.25	1.39
1.1	0.26	0.39	0.52	0.64	0.77	0.90	1.04	1.19	1.34	1.49

施設	正方形枳		
浸透面	側面及び底面		
模式図			
算定式の適用範囲の目安	設計水頭	約1.5m	
	施設規模	幅 ≤ 1m	1m < 幅 ≤ 10m

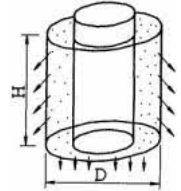
単位設計浸透量(円筒枳)

(単位 : m<sup>3</sup>/hr/個)

設計水頭 H(m)	飽和透水係数 $2.0 \times 10^{-3}$ (cm/sec)									
	施設直径D(m)									
	0.2	0.4	0.6	0.8	1.0	1.2	1.4	1.6	1.8	2.0
0.3	0.07	0.13	0.19	0.24	0.30	0.36	0.44	0.52	0.61	0.70
0.4	0.09	0.16	0.22	0.29	0.35	0.43	0.51	0.60	0.70	0.80
0.5	0.11	0.18	0.26	0.33	0.41	0.50	0.59	0.69	0.79	0.90
0.6	0.13	0.21	0.30	0.38	0.46	0.56	0.66	0.77	0.88	1.00
0.7	0.16	0.25	0.34	0.43	0.52	0.63	0.74	0.85	0.97	1.09
0.8	0.18	0.28	0.38	0.48	0.58	0.70	0.81	0.94	1.06	1.19
0.9	0.21	0.31	0.42	0.53	0.64	0.76	0.89	1.02	1.15	1.29
1.0	0.23	0.35	0.47	0.59	0.71	0.83	0.97	1.10	1.25	1.39
1.1	0.26	0.39	0.52	0.64	0.77	0.90	1.04	1.19	1.34	1.49

1.2	0.29	0.43	0.56	0.70	0.84	0.97	1.12	1.27	1.43	1.59
1.3	0.32	0.47	0.61	0.76	0.91	1.03	1.19	1.35	1.52	1.69
1.4	0.35	0.51	0.67	0.82	0.98	1.10	1.27	1.44	1.61	1.79
1.5	0.39	0.55	0.72	0.88	1.05	1.17	1.34	1.52	1.70	1.89

備考  
1 浸透柵(円筒)の設計水頭H及び施設直径Dは、次の表に掲げる部分をいう。

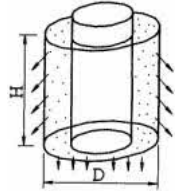
施設	円筒柵		
浸透面	側面及び底面		
模式図			
算定式の適用範囲の目安	設計水頭	約1.5m	
	施設規模	0.2m≦直径≦1m	1m<直径<約10m

単位設計浸透量(透水性舗装)  
(単位 : m<sup>3</sup>/hr/m<sup>2</sup>)

設計水頭 H(m)	飽和透水係数2.0×10 <sup>-3</sup> (cm/sec)
0.3	0.09
0.4	0.09

1.2	0.29	0.43	0.56	0.70	0.84	0.97	1.12	1.27	1.43	1.59
1.3	0.32	0.47	0.61	0.76	0.91	1.03	1.19	1.35	1.52	1.69
1.4	0.35	0.51	0.67	0.82	0.98	1.10	1.27	1.44	1.61	1.79
1.5	0.39	0.55	0.72	0.88	1.05	1.17	1.34	1.52	1.70	1.89

備考  
1 浸透柵(円筒)の設計水頭H及び施設直径Dは、次の表に掲げる部分をいう。

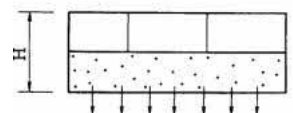
施設	円筒柵		
浸透面	側面及び底面		
模式図			
算定式の適用範囲の目安	設計水頭	約1.5m	
	施設規模	0.2m≦直径≦1m	1m<直径<約10m

単位設計浸透量(透水性舗装)  
(単位 : m<sup>3</sup>/hr/m<sup>2</sup>)

設計水頭 H(m)	飽和透水係数2.0×10 <sup>-3</sup> (cm/sec)
0.3	0.09
0.4	0.09

0.5	0.09
0.6	0.09
0.7	0.09
0.8	0.09
0.9	0.10
1.0	0.10
1.1	0.10
1.2	0.10
1.3	0.10
1.4	0.10
1.5	0.10

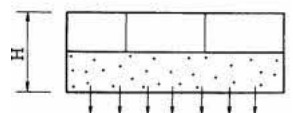
備考  
1 透水性舗装の設計水頭Hは、次の表に掲げる部分をいう。

施設	透水性舗装
浸透面	底面
模式図	
算定式の適用範囲の目安	設計水頭 約1.5m 施設規模 特になし

3. 雨水処理の計画  
(1) 浸透施設

0.5	0.09
0.6	0.09
0.7	0.09
0.8	0.09
0.9	0.10
1.0	0.10
1.1	0.10
1.2	0.10
1.3	0.10
1.4	0.10
1.5	0.10

備考  
1 透水性舗装の設計水頭Hは、次の表に掲げる部分をいう。

施設	透水性舗装
浸透面	底面
模式図	
算定式の適用範囲の目安	設計水頭 約1.5m 施設規模 特になし

3. 雨水処理の計画  
(1) 浸透施設

① 浸透施設の構造は、下記のとおりとする。

ア 浸透施設は、開発区域内及び放流先の高さを十分に配慮すること。

イ 舗装部分に浸透柵を設置する場合は、グレーチング(細目タイプ)蓋を使用し、グレーチングが外れないよう鎖を設置すること。

なお、緑地部分に浸透柵を設置する場合は、落ち葉等が入り込まないようにコンクリート蓋とすること。

ウ 開発区域外へ雨水が流出しないように、出入口部分に側溝を布設する場合は、グレーチング(細目タイプ)蓋を設置すること。

また、側溝にサイレントゴム等を設置する等、騒音対策を実施すること。

② 設計浸透量は、浸透施設の組合せ、規模及び数量に基づき、次の式により算定すること。

$$f_q = L \times Q_t + M \times Q_m$$

$f_q$  : 設計浸透量 (m<sup>3</sup>)

$L$  : 浸透側溝及び浸透トレンチの長さ

$Q_t$  : 浸透側溝及び浸透トレンチの単位設計浸透量 (m<sup>3</sup>/hr/ m)

$M$  : 浸透柵の個数 (個)

$Q_m$  : 浸透柵の単位設計浸透量 (m<sup>3</sup>/hr/ 個)

③ 処理すべき雨水量と設計浸透量の確認

2. (1)で算定した処理すべき雨水量 $Q$ と3. (1)②で算定した設計

① 浸透施設の構造は、下記のとおりとする。

ア 浸透施設は、開発区域内及び放流先の高さを十分に配慮すること。

イ 舗装部分に浸透柵を設置する場合は、グレーチング(細目タイプ)蓋を使用し、グレーチングが外れないよう鎖を設置すること。

なお、緑地部分に浸透柵を設置する場合は、落ち葉等が入り込まないようにコンクリート蓋とすること。

ウ 開発区域外へ雨水が流出しないように、出入口部分に側溝を布設する場合は、グレーチング(細目タイプ)蓋を設置すること。

また、側溝にサイレントゴム等を設置する等、騒音対策を実施すること。

② 設計浸透量は、浸透施設の組合せ、規模及び数量に基づき、次の式により算定すること。

$$f_q = L \times Q_t + M \times Q_m$$

$f_q$  : 設計浸透量 (m<sup>3</sup>)

$L$  : 浸透側溝及び浸透トレンチの長さ

$Q_t$  : 浸透側溝及び浸透トレンチの単位設計浸透量 (m<sup>3</sup>/hr/ m)

$M$  : 浸透柵の個数 (個)

$Q_m$  : 浸透柵の単位設計浸透量 (m<sup>3</sup>/hr/ 個)

③ 処理すべき雨水量と設計浸透量の確認

2. (1)で算定した処理すべき雨水量 $Q$ と3. (1)②で算定した設計

浸透量 $f_q$ が次の式になることを確認すること。

$$\text{処理すべき雨水量 } Q(\text{m}^3/\text{hr}) \leq \text{設計浸透量 } f_q(\text{m}^3/\text{hr})$$

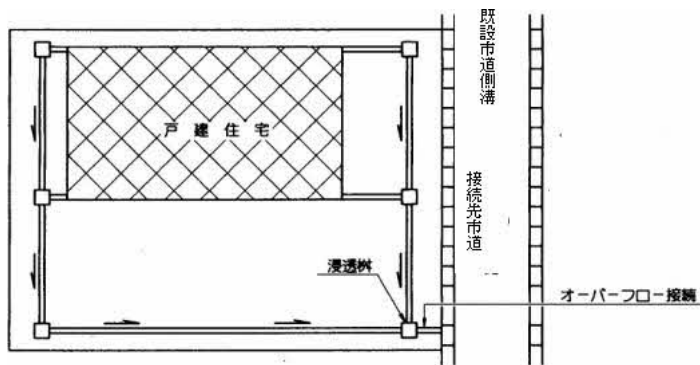
① 貯留施設との併用

浸透施設のみで処理すべき雨水量を処理できない場合は、貯留施設と併用すること。

(浸透施設標準図)

雨水浸透施設配置図

(戸建住宅の場合)



(集合住宅の場合)

浸透量 $f_q$ が次の式になることを確認すること。

$$\text{処理すべき雨水量 } Q(\text{m}^3/\text{hr}) \leq \text{設計浸透量 } f_q(\text{m}^3/\text{hr})$$

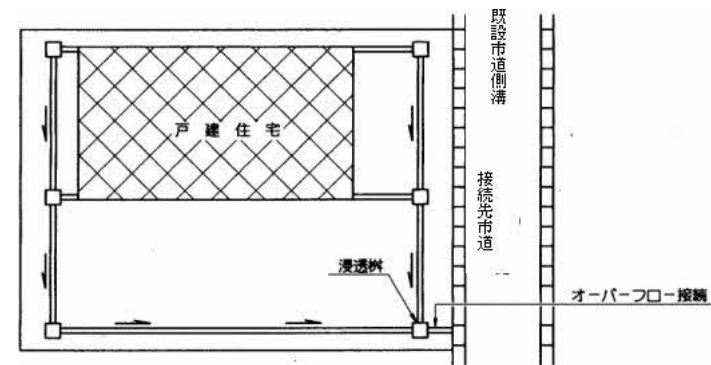
① 貯留施設との併用

浸透施設のみで処理すべき雨水量を処理できない場合は、貯留施設と併用すること。

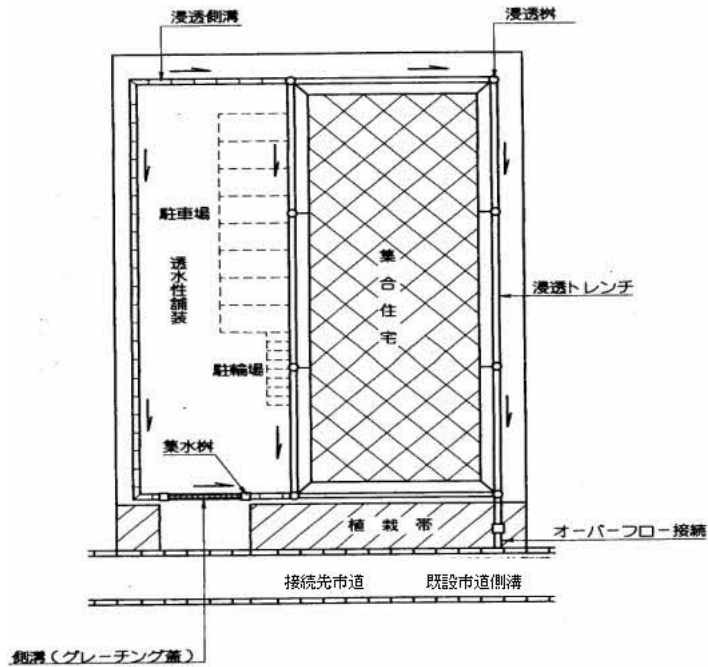
(浸透施設標準図)

雨水浸透施設配置図

(戸建住宅の場合)



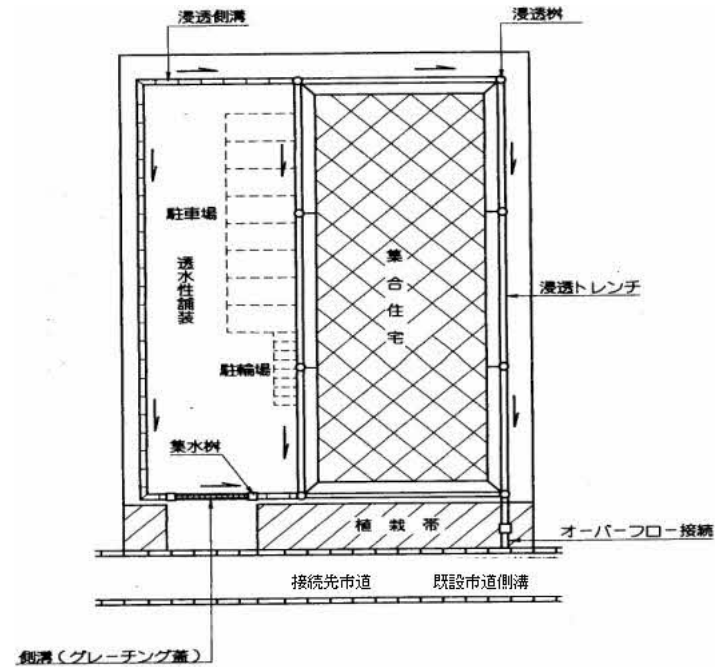
(集合住宅の場合)



(2) 貯留施設

① 貯留施設の構造は、下記のとおりとする。

- ア 必要容量を安全かつ確実に貯留できる構造とすること。
- イ 原則としてオープン構造とすること。
- ウ 自然流下を原則とし、維持管理が容易であるようにすること。
- エ 開発区域内の雨水は、原則として調整池に流入させること。
- オ 汚水、雑排水及び事業用排水は、流入しない構造とすること。
- カ 転落防止のため、フェンス等を設置すること。



(2) 貯留施設

① 貯留施設の構造は、下記のとおりとする。

- ア 必要容量を安全かつ確実に貯留できる構造とすること。
- イ 原則としてオープン構造とすること。
- ウ 自然流下を原則とし、維持管理が容易であるようにすること。
- エ 開発区域内の雨水は、原則として調整池に流入させること。
- オ 汚水、雑排水及び事業用排水は、流入しない構造とすること。
- カ 転落防止のため、フェンス等を設置すること。



② 貯留施設については、次の式により算定すること。

なお、貯留施設の余裕高は300ミリメートル以上とすること。

$$V=A \times H$$

V：貯留施設必要容量 (m<sup>3</sup>)

A：貯留施設の面積 (m<sup>2</sup>)

H：水深 (m)

③ 放流量は次の式により算定すること。

なお、貯留施設からの放流量は、1ヘクタールあたり最大0.05 (m<sup>3</sup>/秒) 以下とし、放流先河川、水路の流下能力を検討し決定すること。

$$\text{許容放流量 (m}^3/\text{秒)} \leq \text{開発面積 (ha)} \times 0.05 \text{ (m}^3/\text{秒)}$$

④ 貯留施設から河川、水路への放流断面(オリフィス)は、次の式により算定すること。

$$A = \frac{Q}{C \sqrt{2gH}}$$

A：放流断面積 (m<sup>2</sup>)

Q：放流量 (m<sup>3</sup>/秒)

C：流量係数 0.6

g：重力加速度 9.8

H：水深(計画最高水位からオリフィス中心までの水深)

(貯留施設参考図)

② 貯留施設については、次の式により算定すること。

なお、貯留施設の余裕高は300ミリメートル以上とすること。

$$V=A \times H$$

V：貯留施設必要容量 (m<sup>3</sup>)

A：貯留施設の面積 (m<sup>2</sup>)

H：水深 (m)

③ 放流量は次の式により算定すること。

なお、貯留施設からの放流量は、1ヘクタールあたり最大0.05 (m<sup>3</sup>/秒) 以下とし、放流先河川、水路の流下能力を検討し決定すること。

$$\text{許容放流量 (m}^3/\text{秒)} \leq \text{開発区域の面積 (ha)} \times 0.05 \text{ (m}^3/\text{秒)}$$

④ 貯留施設から河川、水路への放流断面(オリフィス)は、次の式により算定すること。

$$A = \frac{Q}{C \sqrt{2gH}}$$

A：放流断面積 (m<sup>2</sup>)

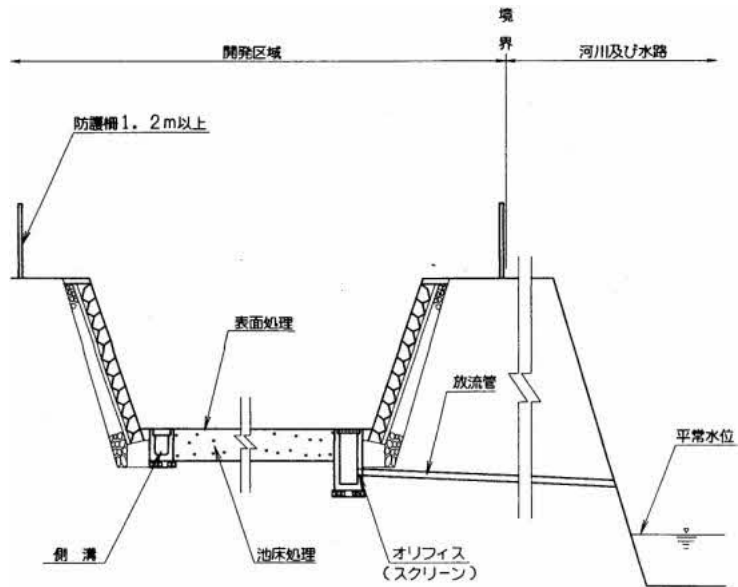
Q：放流量 (m<sup>3</sup>/秒)

C：流量係数 0.6

g：重力加速度 9.8

H：水深(計画最高水位からオリフィス中心までの水深)

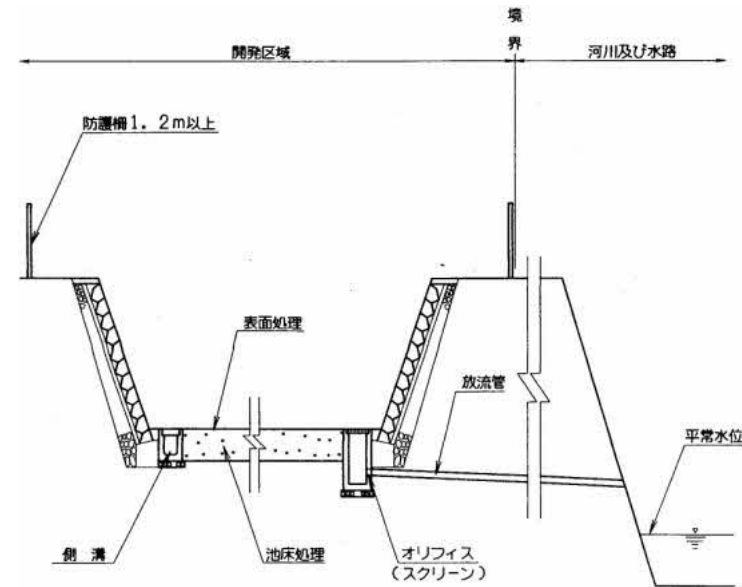
(貯留施設参考図)



備考

- 1 貯留施設の周辺には、高さ1.2メートル以上の転落防護柵を設置すること。
- 2 オリフィスには、スクリーンを設置すること。

※なお、開発面積 が1ヘクタール以上の場合の貯留施設については、事前に河川管理者である埼玉県河川砂防課と協議し計画すること。



備考

- 1 貯留施設の周辺には、高さ1.2メートル以上の転落防護柵を設置すること。
- 2 オリフィスには、スクリーンを設置すること。

※なお、開発区域の面積 が1ヘクタール以上の場合の貯留施設については、事前に河川管理者である埼玉県河川砂防課と協議し計画すること。